

幼児教育・保育の無償化について

学校法人美乃里学園 自然幼稚園

いつも幼稚園活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和元年10月より消費税が10%に引き上げられるとともに、幼児教育・保育の無償化が始まります。ただし、無償化と言っても全ての費用が無料になるわけではありません。それぞれのご家庭の実態に応じて申請内容が変わります。8月以降に京都市の認定申請書を配布する予定ですが、それまでにできる限りの情報をお知らせいたしますので幼稚園の説明をよく読んで必要な申請準備をしてください。

1. 制度の変更（就園奨励補助から無償化へ）に伴う徴収費用について概要

つい先日京都市へ就園奨励補助金申請書を提出いただいたところですが、これは京都市が独自に私立幼稚園への就園を後押しする仕組みでした。10月からは全国で新しく始まる無償化の制度基準に基づき幼稚園へ支払った保育料のうち無償化対象部分について京都市から直接各ご家庭へ還付金を受け取っていただく仕組みへと移行されます。今回の制度では所得に関わらず保育料が無償となり、（預かり）保育が必要な家庭に対して具体的な還付金の基準が設けられ、保護者が多様な役割を担いながら幼稚園にお子様を通わせやすくする制度になったことが大きな違いとなっています。

2. 保育料無償化の対象となる年齢（学年）と認定区分

基本保育料無償対象児

表 1

5歳児クラス	所得制限無く、全員が無償化の対象	
4歳児クラス		
3歳児クラス		
2歳児クラス 新1号認定	満3歳以前は対象外	満3歳の誕生日から無償化の対象
2歳児クラス 新3号認定	住民税非課税世帯のみ無償化の対象	

自然幼稚園は新制度に移行した施設ではなく、従来型の幼稚園です。京都市の説明書の中で従来型の幼稚園は「施設等利用給付認定」に該当しますので認定区分は以下の通りです。 表 2

	施設等利用給付認定	
	右記以外 (預かり保育利用還付なし)	保育が必要な理由に該当 (預かり保育利用料還付)
5歳児クラス	新1号	新2号
4歳児クラス	新1号	新2号
3歳児クラス	新1号	新2号
2歳児クラス*	認定なし(満3歳誕生日前) 新1号(満3歳誕生日後)	新3号

* 2歳児クラス児は満3歳の誕生日を迎える月に新1号認定の申請をすることができます。

住民税非課税世帯の子どもが2歳児クラスに在籍する場合に対してのみ新3号認定を行い、預かり保育の無償化の対象となります。

3. 無償化の対象となる範囲

下記表内の二重枠線内のカラー部分が無償化対象範囲です。月毎に計算し京都市に申請します。

表3

	新1号認定	新2号	新3号認定
①通常保育	9:00-14:00 (午前保育日は11:30)	9:00-14:00 (午前保育日は11:30)	9:00-14:00 (午前保育日は11:30)
【無償化対象範囲】	【在籍学年の保育料+入園金】 <u>保育料</u> 2歳、年少月額¥21,000 年中、年長月額¥18,000 <u>入園金</u> 2歳 ¥55,000÷在籍月数 年少 ¥50,000÷在籍月数 年中 ¥40,000÷在籍月数 年長 ¥40,000÷在籍月数	【在籍学年の保育料+入園金】 <u>保育料</u> 2歳、年少月額¥21,000 年中、年長月額¥18,000 <u>入園金</u> 2歳 ¥55,000÷在籍月数 年少 ¥50,000÷在籍月数 年中 ¥40,000÷在籍月数 年長 ¥40,000÷在籍月数	【在籍学年の保育料+入園金】 <u>保育料</u> 2歳、年少月額¥21,000 <u>入園金</u> 2歳 ¥55,000÷在籍月数
②延長保育	14:00-17:00 (午前保育日は 11:30-17:00)	14:00-17:00 (午前保育日は 11:30-17:00)	14:00-17:00 (午前保育日は 11:30-17:00)
【無償化対象範囲】	17:00-18:00 延長預かり保育 【無償化対象外】	17:00-18:00 延長預かり保育 ¥450×利用回数 (月額上限¥11,300) * 弁当代含まず * 2歳児は基本的に預かり 保育無償化の対象外	17:00-18:00 延長預かり保育 ¥450×利用回数 (月額上限¥16,300/月) * 弁当代含まず * 住民税非課税世帯で2歳児在 籍の場合が預かり無償化対象

・表3 補足説明

①通常保育

保育料の無償対象範囲

入園時にお渡しした冊子「入園決定の日時と段取り」の「納入金について／入園後の毎月の費用」に記している「入園金・保育料」の部分が令和元年10月から令和2年3月までの無償化対象になります。

令和2年4月以降の納入金については検討中です。下記表内の二重枠線内のカラー部分が無償化対象範囲です。

『納入金』について (本年度平成31年4月～令和2年3月までの納入金)

入園の際の費用 *以下満3歳児は2歳児クラスの誕生日後の児童を指します。

	4・5才児	3才児	満3歳児*	無償化対象
入園金	¥40,000	¥50,000	¥55,000	○
施設費	¥60,000	¥60,000	¥60,000	×
文具代(個人所有)	¥7,000	¥6,000	¥6,000	×
制服・体操服	約 30,000円			×
リュック・座布団等	約 30,000円			×

入園後の毎月の費用

	4・5才児	3才児	満3才児*	無償化対象
保育料	¥18,000	¥21,000	¥21,000	○
教材費	¥3,500	¥2,500	¥2,500	×
環境維持費	¥4,500	¥4,500	¥4,500	×
保護者会費	¥1,000	¥1,000	¥1,000	×
合計	¥27,000	¥29,000	¥29,000	—

* 1年間の納入金を12等分した金額ですので、8月も納入いただきます。

また、理由の如何に関わらず、休園される月も納入いただきます。

<その他>の納入金は無償化対象外です

* 通園バス維持費…4,500円/月(兄弟同時4,000円)納入いただきます。(バス通園児のみ)

1年間の納入金を12等分した金額ですので、8月も納入いただきます。

* 冷暖房費…年間を通じて、5,000円程(12月に徴収)

* 親子遠足・バザー祭・誕生会弁当代などの実費はその都度申し受けます。

②延長保育の無償化対象範囲

新2・3号認定児に対し預かり保育利用料金が還付されます。

新2号(3～5歳児)：¥450/回×月の利用回数 ただし上限¥11,300/月までです。

新3号(満3歳児)：¥450/回×月の利用回数 ただし上限¥16,300/月までです。

4. 副食材料費の補足給付事業について

令和元年の夏期保育後に無償化が開始されるため以下の内容は本年度の在園児には無関係ですが、来年度以降夏期保育の給食について保育料とは別に徴収することとなります。

制度の内容をお知らせ致しますのでご参照ください。

(1) 対象者

年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満)の世帯
小学校3年生以下の子どもが同一の世帯に3人以上いる世帯の3人目以降

(2) 対象経費

給食材料費のうち、副食材料費(おかずやおやつ等材料費。主食のごはんやパンは含まず)
なお、給食費について金額は検討中です。

5. 延長保育の利用定員について

無償化開始に伴い、預かり保育利用者が増えることが予想されます。

当園の延長保育みのりっこの常時定員は30名であり、バザー前やイベントの時は定員を増やし対応しています。

今後も安全に見ることのできる保育者数を確保しながら国から定められた定員を守り運営致しますので、理由に関わらず先着順で受け付けをいたします。ただし、念のため予約を入れておいて当日キャンセルされるケースが見受けられるため、本当に預ける必要のある方が入れないのに当日空きがある状態となることがあります。欠席や止むを得ない理由以外でキャンセルされることが無いように計画的にご利用ください。

慢性的に定員を超える利用があることが見込まれる場合は人員配置の見直しをしますが、当面は現状通り常時定員30名とします。

6. 無償化の為の手続きについて

無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定申請書等を京都市から受け取り次第配布いたしますので、幼稚園へ提出してください。

幼稚園にてとりまとめ京都市に提出いたします。

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新1号認定	①子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
新2号認定 新3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類

7. 令和2年4月以降の納入金について

今回の無償化は保護者負担を直接軽減する制度になってはいますが、園の収入が増えるものではありません。消費税が10%へ値上げされた増税分でこの制度の財源を賄いますが、一方で幼稚園の経費負担は増えます。当園では消費税施行前からの過去30年間保育料を値上げせずそれでも保育環境の向上を目指し、園舎建て替えや園庭整備も致しました。その時も保育料を据え置き、保護者負担を軽減する目的で様々な方法で経費削減に取り組んできました。しかし今年10月以降消費税が10%へ引き上げられると更に経常経費が増え、それに加え近年保育施設の増加に伴い保育人材不足を背景として人件費が高騰しており、今の予算で保育者を確保し、質の向上を図ることが難しくなってきました。そこで今回、基本的な保育料が無償化されることにより、各園が独自に質の向上に要する費用を保護者に負担して頂きやすくなるこの機会に今よりも実費負担が軽くなる範囲で更に質の向上ができるように令和2年以降の納入金の見直しを検討しています。

内容については2学期以降にお知らせいたします。